

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1 建築基準法関係手数料			1 建築基準法関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
[1～4 略]	[略]	[略]	[1～4 略]	[略]	[略]
5 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	[略]	[略]	5 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	[略]	[略]
[6～13 略]	[略]	[略]	[6～13 略]	[略]	[略]
14 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審	[略]	[略]	14 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審	[略]	[略]

査

[2～4 略]

別表第4（第2条関係）

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、第2項及び第5項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	[略]
2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	[略]
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基	ア 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手	[略]

査

[2～4 略]

別表第4（第2条関係）

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	[略]
2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	[略]
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基	ア 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手	[略]

づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	数料	
	イ 長期優良住宅建築等計画等（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	[略]
[4及び5 略]	[略]	[略]

づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	料	
	イ 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	[略]
[4及び5 略]	[略]	[略]

2 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築		増改築又は建築行為なし	
[略]	[略]	[略]	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受け	[略]

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
[略]	[略]	[略]	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	[略]

			たもので ある場合	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

3 長期優良住宅建築等計画等（分譲事業者単
独作成）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築		増改築	
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

4の1 長期優良住宅建築等計画等変更認定申
請手数料

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
第2条第4項に規定する長期使用構造等
の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第
4項の規定に基づく認定を受けたもので、
同法第9条第1項又は第3項の規定に基づ
く認定を受けていないものを除く。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築		増改築又は建築行 為なし	
[略]	[略]	[略]	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 した住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 6条の2 第3項に 規定する	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単
独作成）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申
請手数料

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
第2条第4項に規定する長期使用構造等
の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第
4項の規定に基づく認定を受けたもので、
同法第9条第1項又は第3項の規定に基づ
く認定を受けていないものを除く。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
[略]	[略]	[略]	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 した住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 6条の2 第3項に 規定する	[略]

			確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築又は建築行為なし
[略]	[略]	[略]

4の2 長期優良住宅建築等計画等（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築		増改築	
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又

			確認書の交付を受けたものである場合	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
[略]	[略]	[略]

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又

は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。)

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築
[略]	[略]	[略]

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築
[略]	[略]	[略]

[5 略]

は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。)

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
[略]	[略]	[略]

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
[略]	[略]	[略]

[5 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。